

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

子ども サポート情報

飲み物に含まれているカフェインに気を付けて

ペットボトルのコーヒー飲料を500ml飲んだところ、急性カフェイン中毒になった。頭痛、吐き気、動悸があり、救急搬送され、点滴治療を受けた。商品にはカフェイン含有量の表示はなかった。

(当事者：中学生)

【ひとこと助言】

カフェインは、コーヒーやお茶、紅茶、一部の炭酸飲料、エナジードリンクなどにも含まれています。過剰に摂取すると、めまい、動悸、震え、下痢、吐き気などの症状が起こります。カフェインに対する感受性は個人差があり、子どもや妊婦は特に摂取量に注意が必要です。市販の飲料にはカフェイン含有量の表示義務がなく、意図せずカフェインを摂取してしまう可能性があるため、飲む量などに気を付けましょう。



～国民生活センター「子どもサポート情報」より引用・抜粋～

消費生活緊急情報

～高齢者を狙うSF商法(催眠商法)にご注意～

自宅ポストに「開店日限定。日用品や食品を100円で販売」と書かれたチラシが入っていたので、近所の空き店舗に入った店に行ってみた。店内には食品や健康食品などが置かれており、業者から「毎日違う商品を紹介するので来てください。」と言われ、毎日通った。業者に健康不安を伝えると「健康食品を飲んで健康になった人からの手紙」を見せられた後、自分だけ別室に案内され、健康食品の購入を勧誘された。自分も健康になりたいと思い健康食品70万円分をクレジット払いで契約したが、冷静に考えると不要なので解約したい。

【ひとこと助言】

無料や安価で販売される商品のチラシをきっかけにお店に通っていたところ、高額な健康食品等を契約させられたという相談が寄せられています。安易にそのような場へ行かないことが大切です。また、お店に足を運んでしまった場合は、勧誘されても必要がなければその場できっぱりと断りましょう。

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

